

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 6 5 6	受理年月日	令和 7 年 5 月 28 日
件 名	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用		
要 旨	令和 7 年 2 月 18 日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表された。 国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となる。 各法に違反するような広告や国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない、国民の健康被害につながる可能性も否定できない。 地域保健法第 5 条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけではなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望する。 ついては、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用されることを願う。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		